

令和5年11月27日

令和5年11月

茨木市農業委員会定例会議事録

茨木市農業委員会

## 茨木市農業委員会定例会議事録

1 開催日時 令和5年11月27日(月) 午後1時30分～1時40分

2 開催場所 茨木市役所 南館8階特別会議室

3 出席委員(13人)

|     |     |    |    |     |    |    |  |
|-----|-----|----|----|-----|----|----|--|
| 会長  | 14番 | 小濱 | 邦臣 |     |    |    |  |
| 副会長 | 6番  | 中村 | 正治 |     |    |    |  |
| 委員  | 1番  | 大神 | 平  | 2番  | 中西 | 壽男 |  |
|     | 4番  | 矢頭 | 周  | 5番  | 久保 | 睦子 |  |
|     | 7番  | 南野 | 悟  | 8番  | 吉田 | 公俊 |  |
|     | 9番  | 早川 | 訓男 | 10番 | 谷山 | 正昭 |  |
|     | 11番 | 池田 | 洋一 | 12番 | 大西 | 清一 |  |
|     | 13番 | 西林 | 肇  |     |    |    |  |

4 出席農地利用最適化推進委員(7人)

|      |     |    |      |    |    |
|------|-----|----|------|----|----|
| 第1地区 | 西ノ坊 | 嘉治 | 第2地区 | 中井 | 昇  |
| 第3地区 | 中野  | 勝之 | 第4地区 | 小川 | 範久 |
| 第5地区 | 川端  | 稔  | 第6地区 | 森  | 善隆 |
| 第7地区 | 松本  | 好博 |      |    |    |

5 農業委員会事務局職員(3人)

|        |    |     |       |    |    |
|--------|----|-----|-------|----|----|
| 事務局長   | 谷田 | 明夫  | 事務局次長 | 松下 | 伸弘 |
| 事務局長代理 | 奥田 | 真貴子 |       |    |    |

6 欠席委員(1人)

3番 入交 享子

7 議事録署名委員

10番 谷山 正昭 11番 池田 洋一

8 議事日程

- (1) 一般事務に関する報告
- (2) 議事録署名委員の指名
- (3) 付議案件

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請

議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案

- 報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出（専決処理分）  
報告第2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明  
報告第3号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認

## 8 会議の概要

議長

ただいまより令和5年11月定例会を開会いたします。  
現在、出席委員は13名でありますので会議は成立いたしております。  
なお、推進委員の出席は7名であります。

議長

それでは、議事日程に従い、順次進めてまいります。  
初めに、一般事務に関する報告でございますが、お手元の資料のとおりでございますので、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。

議長

次に、議事録署名委員の指名を行います。  
慣例によりまして、私からご指名申し上げてもご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長

ご異議なしと認め、議席番号10番、谷山 正昭委員、並びに、議席番号11番、池田 洋一委員をご指名申し上げます。

議長

これより、付議案件の審議を行います。  
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、1件を議題といたします。  
なお、本件につきましては、事前に地区担当委員、推進委員による現地の確認、及び地元関係者との調整をお願いいたしておりましたが、それぞれ問題はないとの回答をいただいておりますのでご報告いたしておきます。  
それでは申請内容につきまして、事務局の説明を求めます。  
事務局次長、松下君。

事務局

それでは、事務局からご説明申し上げます。  
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、1件、1筆、50平方メートルについてでございます。

申請地の位置等については、議案第1号参考資料でご確認をお願いします。  
内容についてご説明申し上げます。

本件につきましては、茨木市内の農家が耕作目的で所有権を取得するため申請があったものでございます。申請地は譲受人の自宅に隣接しており、本件申請地を譲り受け農業経営の安定を図るものでございます。

農機具の所有状況、農作業の従事状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを、効率的に利用できるものと見込まれます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

本件に関しましてご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり。)

議 長

ご意見等がございませんので、質疑を打ち切りましてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請1件につきましては、適当と認め、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、左様決定いたします。

議 長

次に、議案第2号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案、4件を議題といたします。

それでは申請内容につきまして事務局の説明を求めます。

事務局長代理、奥田さん。

## 事務局

それでは、事務局からご説明申し上げます。

議案第2号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案、4件、5筆、7,755平方メートルでございます。

内容でございますが、1項目及び2項目の権利関係は使用貸借権、3年の再設定、3項目は賃借権で、5年の新規設定、4項目は賃借権で、5年の再設定、5項目は使用貸借権で5年の新規設定となっており、いずれも解除条件つきでございます。

1項目から4項目の転借人は準農家で、借入している農地で野菜を栽培しております。3項目の転借人は、新たに水稻をする予定でございます。また、5項目の転借人は、地元の農家でございます。

いずれも、転借人は、農地を効率的に利用し、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うものと見込まれることから、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

## 議長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり。)

## 議長

ご意見等がございませんので、質疑を打ち切りましてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

## 議長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案、4件につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

## 議長

ご異議なしと認め、原案のとおり大阪府みどり公社に対し要請をいたします。

議 長

次に、報告案件に移ります。

報告第1号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出、専決処理分、3件。

以下、報告第3号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認、1件でございますが、いずれも事務処理要領及び大阪府からの通知に基づき処理いたしましたものでございます。

よろしくご了承賜りますようお願いいたします。

議 長

以上で、本日の案件はすべて議了いたしました。

ここで、今後の行事予定を申し上げます。

来月の定例会でございますが、12月21日(木)、午後1時30分から、本会議室で開催いたします。

議 長

それでは、これもちまして、令和5年11月定例会を閉会といたします。

慎重な審議を賜り、誠にありがとうございました。

上記会議の顛末を記録し、茨木市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、ここに署名する。

令和5年11月27日

茨木市農業委員会

議長

署名済み

---

署名委員

署名済み

---

署名委員

署名済み

---

